

「介護保険の実施に伴う事項」の具体的追加項目について

○ 「指定居宅サービス事業者又は指定介護療養型医療施設である旨」

病院、診療所が、介護保険法に基づく指定を受けている事業者である旨を広告できることとする。

○ 「訪問看護に関する事項」

訪問看護については、病院・診療所のほか、民間事業者も参入可能であるが、病院・診療所は医療法の広告規制を受けるのに対し、他の民間事業者は虚偽又は誇大以外は広告できることとされており、広告できる事項に差が生じているため、同様の取り扱いとする。

○ 「紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設の名称」

機能分担及び連携を促進する観点から、紹介することができる他の介護保険サービス事業者の施設の名称について、広告できるものとする。